**平成２４年（フ）第６５６号**
広島県安芸郡府中町浜田４丁目６番８―1308号　ペルル府中浜田弐番館
債務者　河内　文子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８４９号**
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5011番地の２
債務者　長野　朋美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２３１号**
広島市西区天満町17番７―302号
債務者　湊　　浩美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３７５号**
愛媛県伊予郡松前町大字筒井393番地３　タウンコート筒井Ｂ―201号
債務者　池田　光謙
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３９５号**
愛媛県松山市居相１丁目４―１　レオパレスアイ107号室、住民票上の住所高知県長岡郡大豊町角茂谷325番地
債務者　國澤　慎平
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４０３号**
愛媛県松山市西長戸町136番地　メゾンセジール302号
債務者　大西　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３１６号**
福岡県三井郡大刀洗町鵜木1440番地27ヴィラージュ橘Ｃ棟102、住民票上の住所福岡県小郡市松崎361番地
債務者　吉原　啓太
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１１６号**
福岡県田川郡福智町赤池245番地２、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎297番地の６
債務者　村上　隆徳
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第６７４号**
熊本市北区飛田２丁目５番32号
債務者　竹口　伸也
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第６８０号**
熊本市北区梶尾町1340番地　センチュリーハイツ201号、前住所熊本市南区平田１丁目２番25号
債務者　竹長　雪男
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７１０号**
熊本市北区龍田８丁目９番90号
債務者　松川　昌義
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３５８号**
宮崎市柳丸町64番地５　南生コーポ202号
債務者　白川　美保
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４３５号**
鹿児島県鹿児島市福山町96―２、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市川上町1628番地
債務者　中島　知博
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４７５号**
鹿児島県鹿児島市新屋敷町31番３号　第３ケイエスビル502号
債務者　尖　　育子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第６８号**
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町46番地、旧住所鹿児島県奄美市名瀬塩浜町６番８号
債務者　石原　文乃
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第１３３号**
北海道小樽市桂岡町４番27号、前住所札幌市北区新琴似10条６丁目６番３号
債務者　造田　　修
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第１６０号**
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地３、前住所北海道余市郡仁木町東町15丁目７番地
債務者　岡田　芳子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部